

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

当社が管理する高松空港旅客ターミナルビルは、移動等円滑化基準に適合しており、今後計画されている増改修においても基準を維持し、適切な管理を努める。

また、今後の増改修計画などにおいて高齢者や障害者等にやさしい新たな設備の導入の可能性について中期的に検討する。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

① 高齢者、障害者等多くの人へ必要な情報をやさしく提供できるご利用しやすいホームページへ改善（視認性の向上や欲しい情報にすぐにアクセスできるような情報の配置の並べ替えなど）を図る。

② 空港をお客様がご利用されるときには多くの関係者の連携を伴うことから、空港会社、航空会社、テナント及び二次交通事業者などの空港関係事業者相互の情報共有や協力のもと、高齢者・障害者等に対して人的な支援の充実を図り、より利用者に優しい空港とする。

③ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を実施し、高齢者・障害者等に対するサービスの向上を図る。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ターミナルビル増改修における基準の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・今後計画されている増改修部分においても、移動等円滑化に関する設備の基準への適合を図る。(2020年度～2021年度) ・旅客ターミナルビルの増改修計画においてノンステップPBBの導入について検討していく。(2020年度～2021年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
空港関係事業者相互の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・関係事業者毎の空港における乗降時の介助、誘導その他支援及び使用器具などの情報を空港関係事業者間で共有する。これにより円滑な連携により高齢者、障害者等への支援を図る。(2020年度) ・空港内を高齢者、障害者等が移動するための課題を共有するために、今後、空港関係事業者と共同で利用者の導線に沿った確認作業を計画する。(2020年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページの改善及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・当空港のホームページにおいて高齢者や視覚障害者等に配慮した表示の在り方について検討する。(2020年度)

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・空港会社社員に対して、国土交通省が定める交通事業者向け接遇研修モデルプログラムに準拠した研修を新型コロナウイルス感染症対策について考慮しつつ実施する。(2020年度) ・本研修に空港関係者にも参加を呼び掛け、空港を利用される高齢者・障害者等に対するサービスの向上を図る。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・高齢者、障害者等へのソフト的な旅客支援のため、空港関係事業者と問題点や取組を共有する会議について、新型コロナウイルス感染症対策を考慮しつつ開催する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
—	—	—

Ⅴ その他計画に関連する事項

--

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画(事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。